

# 業務改善助成金

事業場の最も低い時間給を、40円以上上げる中小企業に、業務改善経費として、最高**100万円**を助成します。

👉 **業務改善に伴う設備投資資金の一助として活用しよう！**

## ＜支給の要件＞

- ①事業場の最も低い時間給が800円未満かつ長野県最低賃金713円(時間額)以上の労働者を使用している事業場
- ②賃金引上計画の策定(事業場内で最も低い時間給を40円以上上げる)
- ③業務改善計画の策定(労働能率の増進に資する設備・機器等の導入)
- ④賃金引き上げのために業務改善として10万円以上の支払い
- ⑤助成率:常時使用労働者数31人以上(企業全体) →助成率2分の1  
常時使用労働者数30人以下(企業全体) →助成率4分の3

## ⑥受給対象

- ・過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合
- ・26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。  
なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です。

## ＜支給事例(業務改善計画の例)＞

- ①A社(介護事業)は、施設利用者の送迎効率の向上を図るため、車いす乗降可能な車両を導入し、当該車両の購入費用として100万円の助成金が支給された。
- ②B社(建設業)は、手作業で行っていた狭い現場での作業効率の向上を目的に超小旋回型油圧ショベルを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。
- ③C社(製造業)は、手作業で行っていた加工部品や装置の搬出入が容易かつ短時間に実現可能となり、また作業者の負担減少・作業効率の向上を図るためフォークリフトを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。

※他の助成金支給事例は、長野労働局ホームページの「業務改善助成金利用事例集」をご覧ください。

### 問い合わせ先

〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1

長野労働局 労働基準部 賃金室

TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

ホームページ [nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp](http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp)